

放課後児童クラブ利用児童に係る傷害保険料の減額改定について

1 趣旨

放課後児童クラブの利用児童に加入を求めている傷害保険料について、加入する保険を変更し、補償内容の充実と利用者負担を軽減しようとするもの。

なお、本件は利用者負担に関わるものであり、本市の子ども・子育て支援施策に関し市長が必要と認める事項として、子ども・子育て会議の調査審議対象とすることができる事項に該当することから、ご報告するもの。

2 傷害保険について

放課後児童クラブの管理下での怪我等に伴う通院、入院、後遺障害、死亡の場合等に、利用児童の保護者に保険金を支払うもの。

3 現在の契約状況

1人あたりの年間掛金を800円に設定し、民間損害保険の代理店を対象に補償内容を見積もり合わせることにより契約会社を決定している。契約会社及び補償内容は年度毎に変更となる場合が多い。

4 傷害保険の見直し内容

見積り合わせによる決定を廃止し、他社と比較した際に保険料に対する補償内容が最も充実していた「公益社団法人 全国子ども会連合会」が提供する共済制度である『放課後安心プラン』に加入する保険を変更する。

(1) 傷害保険料（利用者負担額）

現行	改定後
年 800 円	年 500 円

(2) 補償内容

	通院	入院	後遺障害	死亡	手術	医療
令和6年度実績	2,200 円 /日	3,300 円 /日	最大 250 万円	250 万円	無	無
改定案	1,500 円 /日	4,000 円 /日	最大 3,500 万円	3,100 万円	2 万円又は 4 万円	医療費総 額の 30%

※「後遺障害」は障害の等級によって補償額が変わる。

※「医療」は健康保険等を適用した医療費総額の 30%が 1,000 円を超えた場合に支払われる。